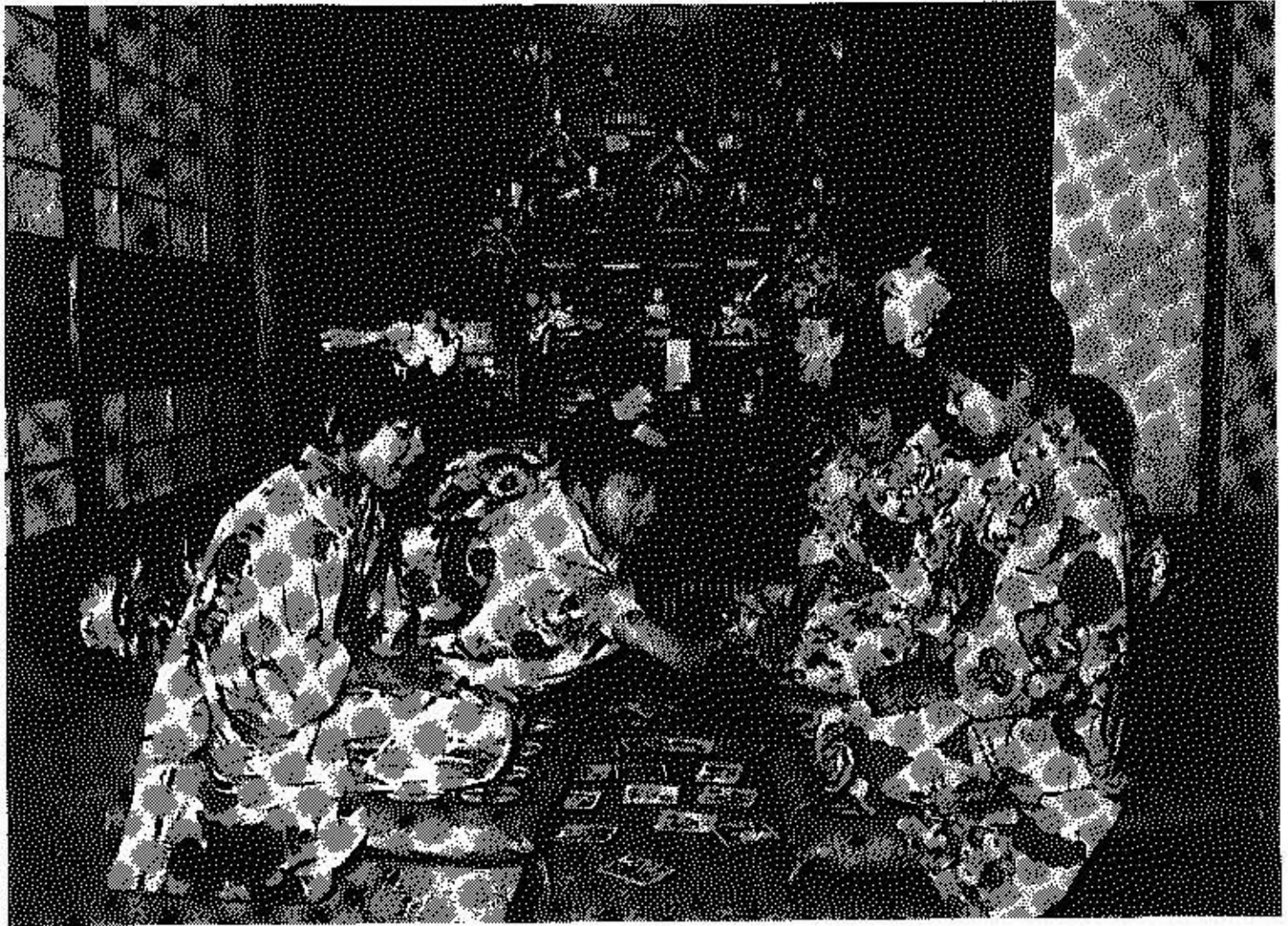


交通安全
青少年愛護
宣言都市

広報 かがやま

発行 福井県勝山市
編集 勝山市総務課

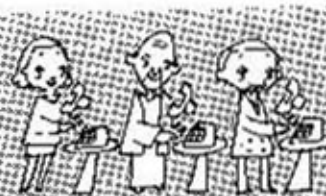


あかりをつけましょぼんぼりに……と、子どもたちは、楽しいひなまつり、サルタをしたり、あや取りしたり……あかいおべべがよく似あい、笑い声が春の訪れを告げるかのように――

- 1日(木) 全国緑化運動はじまる
交通安全共済加入切り替
え 受け付け開始
- 3日(土) ひな祭り
耳の日
- 6日(火) 市庁誕生日 啓蒙
- 7日(水) 消防記念日
心配ごと相談 小島介護
士
- 19日(土) 交通安全故せいの日
青少年を守る日
- 11日(日) 女子高等学院卒業式
- 13日(火) 市民防火の日
- 18日(日) 彼岸入り
- 20日(火) 市内中学校卒業式
- 21日(水) 存分の日
- 22日(木) 市民総合相談 保健相談
心配ごと相談
- 23日(金) 世界気象デー
市内小学校卒業式
- 24日(土) 彼岸明け
- 25日(日) 電気記念日
- 31日(金) 婦人リーダー研修会

編集 藤坂二夫氏





「存じですか」

3月21日午前0時から

でんわ 広域時分制に



一九七六年、ベルが電話を突明
いまや、電話は、私たちの社会の
中核神経として大切な役割を果し
ている。ダイヤル化が普及した現
在は、距離でと時間を起えて、多
くの人たちが「意志」を交換する
ことが可能になった。勝山市では
大正五年（一九一六）始めて電話
が發着、昭和三十七年七月ダイヤ
ル化され、市内の電話加入者数は
ことし一月現在で四千四百八と公
米電話百七十が、私たちの意志伝
達の機能を果している。

いくつか集めた地域を一つのブロ
ックとして、一ブロック内の通話
は最低料金の三分七円で話ができ
るようにするものです。また、近
距離の市外通話料金も値下げ（七
円で六十秒だったのを八十秒に）
もあわせて行ないます。

いままでの料金制度のおいたち

これまで通話時間制限なく一
回七円でかけられる一市内通話
と「市外通話」の二本立てでした。

この一市内通話一でかけられる
区域が、電話の加入区域で、大き
はマチマチながらほぼ行政区と
一致していました。

生活圏のひろがりに

追いつけない加入区域

昭和十八年ごろから市町村の
合併がはじまり、市町村の区域が
広がり、さらに交通機関の発達な
どによって、私たちの生活圏も行
政区域のワクを超えて広がり始め
ると、大きい加入区域との間の格
差が大きく目立ってきました。

新しい時代の新しい電話料金 制度、広域時分制とは

現在の市内通話に、時分制をこ
り入れ、三分までごとに七円とな
りますが、いまの市外通話区域を

ひろい七円、せまい七円

生活圏のひろがりに追いつけな
い加入区域——たとえば七円でか
けられる区域の広さに大きな差が
あったり、すぐ向いの町が市外通
話だったり、地域によっては極端
な差が現われてきたのです。

こんな格差をなくす

「広域時分制」

このような不公平をなくすため

新しい通話区域図



市内	市外	ブロック内	ブロック間
7分5秒	7分5秒	7分5秒	7分5秒
10分	10分	10分	10分
15分	15分	15分	15分
20分	20分	20分	20分
25分	25分	25分	25分
30分	30分	30分	30分
35分	35分	35分	35分
40分	40分	40分	40分
45分	45分	45分	45分
50分	50分	50分	50分
55分	55分	55分	55分
60分	60分	60分	60分
65分	65分	65分	65分
70分	70分	70分	70分
75分	75分	75分	75分
80分	80分	80分	80分
85分	85分	85分	85分
90分	90分	90分	90分
95分	95分	95分	95分
100分	100分	100分	100分

新しい電話料金制度、「広域時分制」が実施されるようになりまし
た。
この結果、従来の市内通話の場
合、長ばなしは割増になるわけで
すが、電話料金は、全体として時
間と距離に応じた公平で合理的な
ものになるということです。

新しい通話区域図金制度の あらまし

市内も近くのまちへも三分
までごとに7円

従来の市内通話の区域をいくつ
かまとめて一つのブロック（新し
い通話区域図の実線で囲んだ区
域）にし、そのブロック内のダイ
ヤル通話は、すべて三分までごと
に七円になります。
たとえば、一回七円だった市内
通話も、いままで市外通話だった
勝山・大野間も三分までごとに七
円となります。

隣接のブロックへの通話も
安くなります

となり合ったすべてのブロック
すなわち大野ブロックから福井、
武生、加賀、小浜、鶴来、延川、
野上八幡、高浜の各ブロックとの
通話は、六十秒までごとに七円
だったのが一八秒までごとに七円
と安くなります。

その他のブロックへの通話は
いままでどおりです

前	行	後
市内通話	1度 7円	ブロック内通話料 5分までごとに7円
半市内	80秒までごとに7円	隣接ブロックへの通話料 90秒までごとに7円
送外	80秒までごとに7円	その他のブロックへの通話料 時間と距離に応じた料金
市外	時間と距離に応じた料金	

基本料はブロック内の電話の
数によって異なります

従来基本料は、市内通話ので
きる電話の数で定められていまし
たが、広域時分割になりましたと、
三分ごと七円でかけられるブロ
ック内の電話の数によって定めら
れますので基本料金が変わります

使いやすくなる大形公衆電話

大形の赤でんわは、二分打ち切
りの市内通話も三分ごと十円を
追加投入すれば、そのまま続けて
話ができます。ブロック内の料金
は三分までごとに十円、隣りのブ
ロックへは八十秒までごとに十円
です。

※小形の公衆電話は今までど
おり三分で切れます。

街頭の公衆電話(青色でんわ)

からは、全地域に対し、ダイ
ヤル通話、または準ダイヤ
ル通話ができるようにな
ります

現在は、磁石式の電話へかける
時、一〇〇番へ申し込んでいます
が、広域時分割が実施されると準
ダイヤル通話(市外番号をダイヤ
ルすると相手局の交換取扱音が応
対するので、相手方の電番番号を
告げる方式)ができるようになります

準ダイヤル通話は、ダイヤル通
話と同じ料金ですから割安で、ま
た便利です。改正されると青色公

家電話からの一〇〇番通話は取扱
わないこととなります。

広域時分割になつても、ダイ
ヤルのしかたは変わりません。い
ままでどおり市外局番をそのま
まダイヤルしてください。

北郷局が近くダイヤル化

勝山電報電話局では、現在磁石
式の北郷局を自動化するよう準備
をすすめています。

局の話しよると九月ごろに自動
化できるようにと計画しているそ
うです。ダイヤル化されると通話
が容易になり、便利になります。
いままだ電話の余ゆりがあるの
で申し込んでおくとも自動化と同じ

に電話がひけるようになるそうで
すから、北郷町の人で電話をひき
たいと思っている人は、早めに申
し込んでおくともよいと思えます。



市民スポーツシリーズ

1 体力づくり運動とは

体力づくり運動は、昭和四十年
から全国的にくりひろげられてき
ました。そして地域、職業、家庭
にもその輪が広がってきています
わたしたちにとって健康ほど大
切なものはありません。いくら財
産があっても、また地位があつて
も体が弱く、いつも病気がちだつ
たとしたら、自分自身は言うまで
もなく、その家族の苦しみはたい
へんなものです。経済的にも、精
神的に重い負担を背負うことにな
ります。このことは、社会のマイ
ナスにもつながります。

ひとりひとりが、健康でしあわ
せな暮らしが出来るようにするに
は強い心と体にも必要ない病
神力をやしなうことがいざばんで
す。

自らを愛するといふ心を忘れず
に運動不足と積極的に取り組みな
ければなりません。体力づくりは
健康を推進することです。それに

は四つの要素があります。

1. 運動すること
2. 栄養をとること
3. 休養をとること
4. 検診を受けること

四つの要素のバランスこそ体力
づくりの原動力となります。

一日十五分間の

全身運動があなたを守る

運動不足が知らないうちに「い
のち」を縮めています。一日に十
五分の間汗をかきような運動をした
のです。からだ全体を使ってやれ
るものであれば……。あなたの秀
命を伸ばし、明るく楽しい生活が
できます。

親子卓球大会間近か

卓球協会と青少年発達センター
では、第二回「日曜・家庭の日」は、親
子ずれでインドア・スキーツを楽
しもう。のスコリガンで、街、五
親子卓球大会を開催します。

とぎと場所 3月18日午前10時か
ら、勝山中学校体育館
競技種目 親子二人チームの団体
戦(ダブルス)こどもの男子個人
戦、女子個人戦

参加資格 市内に住所をもち、こと
もは4年生以上の小学生
申し込み 3月15日まで、本町
1丁目民権運動会場へ

また たしかめてハイ横断

なくしましょ



おとしよりの事故がふえている

去年一年間に、全国で一万五千九百十八人もの「いのち」がなくなるまよって奪われた。前の年と比べると減ってはいるものの、その陰で泣く多く

一か月前の一月三十一日午後八時ごろ、福岡市博多の県道交差点で、「たばこ」を買ってかえる途中のおばあちゃんが、車にはねられ頭を強く打ってなくなりました。一月中に県内で、十八人もの尊い生命が交通事故によって、奪われています。

そのうち八人は、おとしよりでした。近頃、おとしよりの事故が

続発しています。

なぜ？ふえるのか

おとしよりの事故は、最近歩いてる時に起きている件数が多く、自転車に乗っている事故は少し減っています。

おとしよりは、どうしても動作が遅くなります。「あふない」と思ってから行動するまでの時間が若い人とはかなり違うからです。

また、車のスピードに対する判断がなかなかできないということも大きな要因です。交通ルールを知らないことも……。

どうしたら安全か

道を歩くとき

▽右側を歩く、歩道のある道路では歩道を歩く

▽道をわたるときは、車の流れが切れたとき、左右をたしかめてすばやく渡る。

▽横断歩道では手をあげてわたる

▽歩道橋のあるところは必ず利用する。

▽信号機のあるところは、あわてずに信号に従って進行する。

▽道をななめ横断したり、急に飛び出すようなことはしない。

▽歩行者優先だからといって、他に迷惑をかけるような横着なことはしない。

夜外出するとき

▽夜のひとり歩きや、自転車に乗ることはできるだけ避けられる。

市の救済対策



交通災害共済

市は全市民を対象に、交通事故による共済制度を実施しています。掛金は年間四百五十円で、ケガの程度によって五千円から十万円、廃疾のとき三十万円、死亡のとき五十万円を支払います。

二月は共済の新加入、または切り替えの時期です。申し込みは早めに、公民館、総務課、区長、町内会長へ掛金を添えて申し込んでください。

交通遺児年金

市は、交通遺児のうち小・中学生を対象に、年金として、一人年間五千円を支給しています。

スクールゾーンの設置に

努力しています

市は、交通安全対策の一つとして、昨年より、児童の登下校の安全を確保するため、成器原小学校、成器西小学校両校下の通学路にスクールゾーンを設置して効果をあげていますが、ことしも関係者と話しあい、三・四か所増設する予定です。

たしかめて 交通事故を



くるま、くるま 人を運び、荷物を運搬する文明の利器が凶器にかわつてしまう。無謀運転が善良な市民のいのちを奪い、そしてその家庭を破壊する。(沢交差点附近で写す)

の人たちのいることを考
えると、国民ひとりひと
りが交通事故をなくすこ
とに努力しなければなら
ない。
つまり、あなた自身、
いつ、どこで、どんな事
故にあうかもわからない
交通事故というものの恐
しさを、いまいちど知っ
てほしい。

▽夜の外出者は、黒っぽいものを
さけ、白か黄色のものを着る。
自転車に乗るとき

▽必ず左側通行で、道路の左端を
通行する。

▽まがるときは、一度とまって、
前後をよく確認する。

▽車の多い道路はなるべくきける

老人の事故の原因(監査)

去年のおとしよりの交通事故の

原因を警察本部発表の資料による
と、車の直前直後の横断によるも
のが最も多く、交差点や横断歩道
以外の横断によるもの、とび出し
左側通行などが多い。
自転車での事故もまだまだ多く
発生しています。ですから、家庭
でも交通ルールについてよく話し
あい、また、外では、お互いがお
としよりの安全を心掛け、愛の
声をかけ悲惨な事故を未然に防止
するようにしましょう。

せまい日本 そんなに急いで

どこへ行く

運転手さん 事故はもういや

救急車のサイレンを耳にすると
何か胸がひきしめられるような思
いを誰もがします。

市内には自動車の免許をもって
いる人が人口の三割ほどいます。

交通事故をなくすには、歩行
者はもちろんのこと、車を運転す
る人の協力がなければ効果があが
りません。

運転者の事故原因をみると、ほ
かのことに気をとられていたとい
うのが最も多く、次に判断のあや
まり、注意力不足などがあげられ
ます。

また、激しく交通取締りがされ
ているにもかかわらず、無免許運
転、飲酒運転があとをたたないの

はどうしたことでしょう。罪の意
識がない社会の反省者です。それ
ぞれの家庭で、こんな無謀な人を
出さないように注意しましょう。

春の訪れがすぐそこに

気のゆるみが事故のもと

卒業、就職、新入生と一年のう
ちでいちばん異動が多い時になり
ます。

野山は新しい緑を、そして花は
人間の心を何かうきうきさせるよ
うなシーズンでもあります。気の
ゆるみが事故をおこすことになり
ます。

春休みは事故のない生活ができ
るよう家族会議をひらいて計画を
たてよう。

▽道路であそばない。

▽道路へ急にとびださない。

▽自転車の二人乗りはしない。

▽道路でローリースケートはしな
い。

まだヘルメットを

つけない人がいます

バイクに乗るときはヘルメット
を着用することになっています。
でも、苦用しないで乗っている人
をよく見かけます。めんどうだか
ら、スタイルが悪いから、ちょっ
と近くまでだから、という理由は
成り立ちません。

転倒したとき、ヘルメットがど
れだけ人の生命を守るかをよく知
って、必ずヘルメットを着用しま
しょう。

春の交通安全県民運動

盛り上げよう交通安全

この運動は、あぶないよ、愛
のひと声交通安全をスローガンに
歩行者、運転者、運転者の保護そ
の他路上交通に関係あるすべての
者に交通安全思想の周知徹底をは
かり、正しい交通ルールの実践を
習慣づけ、交通事故防止の徹底を
はかるうとするもので、準備期間
三月十七日から四月五日までの二
十日間、実施期間四月六日から四
月十五日までの十日間です。

昭和48年 固定資産(家屋)の評価について

勝山市固定資産評価員 税務課長 松 村 与 平

1. 固定資産評価の基準年度とは

固定資産(土地、家屋及び償却資産を総称する)の場合、3年ごとに基準年度という年度が法律上設定されています。ことしはその基準年度にあたり、全国一律に評価替えを実施することになっています。

当市も、市内町村と同程度の評価水準で、不均衡にならないよう配慮しながら、評価替えの作業に取り組んでいます。

今回は「家屋」についてお知らせします。(「土地」の評価替えの趣旨は国の決定が運れているのでお知らせしません。)

2. 家屋の評価方法

家屋の評価方法はいろいろありますが、現在は再建築費法を採用しています。再建築費法とは、評価対象の家屋と同一のものを現在新築すればその建築費がいくらかかるかという額を求め、この新築価額を基準として、その家屋の現状はいくら減価しているかを新築価額から控除して評価額を算出する方法です。

再建築費とは

①その家屋とその構造、規模、程度、先行の態様などが、全く同一のもので、②その家屋の所在する同一の場所、③評価すべき時点に、④その家屋と同一家屋を通常の建築条件のもとで建てられたとしてみた場合の、その家屋の建築に必要なとされる工事費の総額をいいます。

具体的には、再建築費評価を基礎として、評点式評価方法を採用し、再建築費評点基準表(評価基準といい、木造家屋29種類、非木造家屋9種類の用途区分がある)をつかって部分別区分に応じて、評点数を求め、それに補正係数を掛けるなど、非常に詳細に専門的な作業をして、再建築費評点数を求めることになっています。

ここでは詳しい説明は省略します。

3. 新增分家屋の評価について

昭和48年度新增分家屋(昭和47年1月21日から昭和48年1月1日の間に新築または増改築されたもの)の評価については、評価基準の大幅改正にともなって次のようになります。

木造家屋の場合(専用住宅、旧評価基準で3.3㎡(1坪)あたり、50,000点)評価額の算出方法はつぎのとおりです。

$$\begin{aligned} & 3.3\text{㎡あたり} \times \text{新築減点} \times \text{積算率} \times \text{評点一点} \times 3.3\text{㎡あたり} \\ & \text{再建築費評点数} \times \text{補正率} \times \text{修正率} \times \text{あたり価額} = \text{評価額} \\ \text{旧評価基準} & 50,000\text{点} \times 0.90 \times 0.85 \times 0.89\text{円} = 34,042\text{円} \\ \text{新評価基準} & 80,000\text{点} \times 0.80 \times 0.80 \times 0.95\text{円} = 49,600\text{円} \end{aligned}$$

実質上昇率は、④対③1.43倍となります。当市は昭和48年度新增分家屋の評価は、評点1点あたり価額に、更に0.84を掛けて

$$80,000 \times 0.80 \times 0.80 \times 0.95 \times 0.84 = 40,857\text{円}$$

となるように算出します。もちろん、地域差や建築様式の旧式などによる差給事情の減点補正率(1.00~0.50)を掛けるので、3.3㎡(1坪)あたり平均評価見込額は、35,259円になります。

4. 在来分家屋の評価替えについて

(イ) 在来分家屋(昭和47年1月1日以前に建築されたもの)の評価替え(不均衡是正)を実施する根拠については、評価基準の大幅改正(木造家屋1.5~1.7倍、非木造家屋1.3~1.4倍)に起因しており、在来分家屋と新增分家屋との格差是正、在来分家屋相互間の格差是正および、地域状況の変動による是正、さらには他市との格差是正などを、このたびの昭和48年基準年度に実施する必要にせまられたものです。

(ロ) 在来分家屋の不均衡是正要額は、在来分家屋の評価率を算出して、それに調整率を掛けて、昭和48年度評価額を決定する方法を採用します。評価率の算出はつぎのとおりです。

$$\text{評価率} = \frac{\text{昭和47年度評価額}}{\text{昭和48年度本則評価額}}$$

(イ) 在来分家屋の評価率の是正方法は、①評価率20%未満は、評価率ごとに調整率1.50倍~20.00倍とする。②評価率20%~30%は一率に調整率1.50倍とする。③評価率31%~69%は、評価率ごとに調整率1.48倍~1.01倍とする。④評価率70%以上は据え置くことにより、是正後の評価率が20%~100%の範囲とする方法です。このような評価率の是正による平均調整率(引き上げ率)は、木造家屋で1.33倍非木造家屋で1.20倍となります。

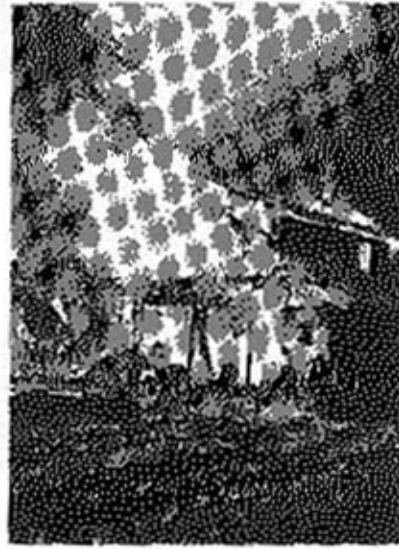
5. 固定資産課税台帳の概要について

2月1日発行の市広報201号でお知らせしたとおり、3月1日から3月31日まで、固定資産課税台帳を市役所税務課で関係者の閲覧に失しますから、ご自分の関係分については、ぜひご確認ください。その上評価についてのご質問なり、不明な点がありましたら、固定資産税係にお気軽におたずねください。わかり易く、いねいにご説明させていただきます。

原付自転車・耕耘機の廃車は3月31日までに

原動機付自転車・耕耘機の課税は年額(4月1日現在における所有者は一年分課税される)になっていますので、廃車される方は、3月31日までに市役所市民課窓口に手続きをすませてください。

燃やすまい 明るいまい の第一歩



3月29日～4月11日

春の火災予防運動

春光が乾燥期に入るため、ちよつとした油断、不注意が、大火を招くこととなります。ひとりひとりの注意はいうまでもなく、近所お互いの協力があってこそ、火事のない明るい町づくりの第一歩となります。

火事を出さないように

燃焼整頓がいちばん

特に火を使う場所は常に整理整頓し、灰のまわりには燃えやすいものを置かないようにする。

小さな火でもあなごるな

小さい火でも大火になりやすい手前です。燃えやすい物の近くでのたき火、鼠のある目のたき火、タバコの投げ捨ては絶対やめましょう。

器具は常に点検と清掃を

火を取扱う器具は、いつも手入れして、故障、破損箇所がないようにする。また、使用中はその場をはなれないように――。

●後始末、点検が肝心

火を使ったら必ず後始末を完全に、外出やおやすみ前には、もう一度火の元の点検をする。ガスは元栓を必ず閉めておく。パケツに水を入れて防火用水の用意を。

子どもは火あそびに

興味をもちます

子どもは発達段階の課程で、火にとっても興味をもつ時期があります。親は日常、火のつき、火の恐ろしさを子どもに教えておきましょう。子どものあそび、行動に注意しましょう。

●火あそびの原形をなくせ
マッチ、ライターなどを子ども

の目の届かないような所におくと、燃えやすいものを散らかしておかない。

●親子であそびを

子ども同志のあそびから社会性を養うことはいうまでもないが、親と子があそびを通して、善悪、正邪を教えましょう。

早い通報 少ない被害

早期発見、早期通報は
大火防止の決め手

近ごろ、どの家庭でも非常に燃えやすいものが多く使われている。従って、火災が発生するとたちまち燃え広がってしまいます。

大火を助くには発見したら速に所へ知らせるとともに、一一九番で確実に通報することです。

●通報は、先づ落ち着いて

場所と状況を正確に

通報の内容は、誰でもわかる目撃物(例えば、○の板のそばの○の窓が……)燃えている状況をはっきり伝える。

●火は小さいうちに、初期消火が被害をくいとめる

火災を発見したら、家庭、隣近所協力して、水パケツ、消火器、または、地区内の消火栓、消防ポンプで初期消火を行ない、火の小さいうちに消すことが大切です。

●消火のじょうまになる不注視車

せまい道での駐車、消火栓付近の駐車などは、消防車の通行をまたげたり、水を使えなかったりして消火活動の邪魔になります。みんなが気を付けて万一に備えましょう。

●煙は火よりこわい!!

近年、火災による死者の大半は、煙にまかれ逃げおくれで死亡しています。大阪正白デパートの火事、北陸トンネルの列車火災と数多くの死者は、みんな煙によるものです。煙の恐ろしさを改めて認識することが大切です。

●火災から生命を守る

「五つの知恵」

◇老人、子ども、病人は出入口に近い部屋に寝かせる。

◇からだの不自由な人や子どもだけを残して外出しない。

◇家庭用火災感知器のとりつけやはしご、ロープなど避難に使えるものを準備しておく。

◇煙には姿勢を低くハンカチを口にして、すばやく逃げる。

◇逃げ出してから、物をとりに戻らない。

◇家族で、いざという時の「避難方法を話しあおう」

家庭でみんな話しあい避難のし

かた、避難用具の使い方、誰れと誰れがいっしょに逃げるかなどを決めておきましょう。

●相変わらず「寝タバコ」による
火災が多い

全国的に見ても火災の原因として寝タバコによるものが圧倒的に多い。寝室へはタバコを持ち込まない、特に酒を飲んでからの寝タバコは、燃死にもつながります。

●火気取扱いは場所が

不燃材を使おう

新建材は非常に燃えやすい材質が多い。台所、風呂場など火を扱うところは必ず、耐火建材を使いましょう。

家族で、所内で、防火体制を確立して、不時の災難に備えましょう。

作文「わが家の正月」

入賞者 決まる

愛読センターで募集した作文「わが家の正月」の審査が終了した。万々が入賞しました。

- 小学校の部
- 一位 松村敏恵 三軍小五年
 - 二位 のべりゆうこ 成南小一年
 - 三位 かつらみどり 三軍小三年
- 中学校の部
- 一位 野向小三
 - 二位 野向小五
 - 三位 野向小六
 - 四位 野向小六
 - 五位 野向小六
 - 六位 野向小六
 - 七位 野向小六
 - 八位 野向小六
 - 九位 野向小六
 - 十位 野向小六
- 高校生の部
- 一位 野向小三
 - 二位 野向小三
 - 三位 野向小三
 - 四位 野向小三
 - 五位 野向小三
 - 六位 野向小三
 - 七位 野向小三
 - 八位 野向小三
 - 九位 野向小三
 - 十位 野向小三



水道工事をするとき

水道の需要も、生活水準の向上によって年々ともにもふえていきます。さらに市街の改善、家庭の新築、改築工事のとき、水道工事も同時に行なっておられますが、なかには市が指定している業者以外の人業者が工事をしたため、入割されてから水がでないという事態がおき、たいへん困った例があります。

家屋の新築、改築工事により水道工事をする場合は、もよりの指定水道に申届か、市水道課へ申し込んでから工事をさせていただきます。

工事は次のことを必ず守ってください

1. 水道管の水に影響を及ぼすおそれのある機械器具に注意を怠らないこと。
2. 水道管及び汚水が逆流する原因は絶えないこと。
3. 水道管と井口水管とは絶対に区別して使用すること。
4. 不潔物が凍結するおそれのある箇所は防凍装置を施すこと。
5. 使用する器具や材料は、水道課指定の規格に適合するものであること。

人口	15,771人
男女計	17,055人
世帯	32,826戸
	7,648戸

(昭48.2.1現在)

水道ひとくちメモ

蛇口の異常音が出るときは、蛇口内蔵のパッキン（水を止める部分）がへって、特に片べりしたときにパッキンに当る圧力が変動して、コマの遊びや作用で音が出るので、異常音を聞いたらすくにパッキンを取り替えることが好ましいです。

就職・退職の多い時期を忘れずに国保の届出を

三月から五月にかけては、一年中でいちばん就職や退職による異動が多い時期です。いままで国民健康保険の加入者であった人が、就職されまじと特定業の場合を除いては必ず職場の健康保険に加入します。また、勤め先をやめた時は

必ず国民健康保険に加入しなければなりません。

職場の健康保険での継続を希望した場合は国民健康保険に入っていたことに定められています。

この届出が遅れますと、さかのぼって保険料を納めていただくことになったり、給付を受けた医療費を返してもらわなければならないなど不利な点もできます。

国民健康保険は、生命保険や火災保険などのように本人の意思で勝手に加入したり、やめたりすることはできません。勝手に居住する人で、職場の健康保険に加入していない人は全部加入しなければなりません。

異動のあったとき、もし何かの都合でまだ加入していない人は、すぐ届出てください。

転居とゆうびん

三月から四月にかけて、入学、卒業、就職などに伴い、住所を転換する人が多くなります。郵便物を正しく、早く受け取っていただくためにぜひ次のことにご協力ください。

必ず転居届をしましょう

住所が変わる時は必ず転居届を出してください。転居届がなければ、郵便物あてにきた郵便物は、年商郵便へ転送サービスをし

ます。届出の用紙は局の窓口にあります。ご利用ください。

家族全員の表札を

転居元の新居には、ぜひ家族全員のなまえを書いた表札を掲げてください。また、ゆうびんの受け箱もそなえてください。

同居人あてのゆうびん

下宿、回信り、貸、アパートなどに住所をもっているときは、必ず「××様方」「××寮内」「××××××××」と郵便物にはっきりと書いてください。

郵便番号で、所長名を省略できます。忘れずに書き入れてください。

所得税の確定申告と納税は三月十五日までに

所得税の確定申告と納税については、みなさんのお手紙へ申告書用紙と納付書（納税の用紙）を送付してあります。

早めに、自ら正しい申告と、納税をすませてください。

滞りなく申告と納税をすませていただきます。

滞りなく申告と納税をすませていただきます。

滞りなく申告と納税をすませていただきます。

滞りなく申告と納税をすませていただきます。

おわびと訂正

二月一日付けの二百一十号に公表された財政委員の第六委員の目的別市債現在高の金額が誤っていま

したので訂正しておわびします。

七十三〇、九九万四、農林水産
八万四、教育二二、四八八万四、
住宅四七万四、庁舎二、八八一
万四、都市計画一、八四五万四、
保健所五五二万四、衛生施設二、
八八九万四、市民会館九、一九二
万四、園休施設二〇〇万四、災害
復旧四、九四二万四、振貸債二、
九八一万四、退職手当債一七〇万
四、減価補てん債一、九四二万四



3月は18日です
こどもの成長を祝い
みんなの夢を
守りよう

3月22日は市民総合相談日

- 場所 市民会館
- 交通 事故相談
- 行政 苦情相談
- 人権 相談

3月の保健相談日は22日(木)担当は石川与左之門先生(内科、小児科)です